

## 軽度者の福祉用具貸与の例外給付のためのフロー図

①要支援1・2または、要介護1の認定を受けている。

ただし、自動排泄処理装置については要支援1・2または、要介護1・2・3

はい

いいえ

例外給付の確認申請は不要です。

②以下の用具のレンタルが必要である（アセスメントと課題分析は済んでいる。）

- ・車いす 車いす付属品
- ・特殊寝台 特殊寝台付属品
- ・床ずれ防止用具 体位交換器
- ・認知症老人徘徊感知器
- ・移動用リフト（つり具を除く）
- ・自動排泄処理装置（交換可能部品を除く）

はい

いいえ

例外給付の確認申請は不要です。

③必要な福祉用具貸与の品目について「算定の可否の判断基準」の**表中**の「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当することが確認できたか。

※例えば「特殊寝台」の場合

基本調査1-4「3. できない」と基本調査1-3「3. できない」

確認できない

確認できた

例外給付の確認申請は不要です。

④貸与の品目が車いすおよび車いす付属品もしくは、移動用リフトのうち段差解消に係るものであって、それぞれア-（二）、オ-（三）に該当することが確認できたか。

確認できない又はその他の品目である

確認できた

例外給付のための確認表その2へ

例外給付の確認申請は不要です。

## 福祉用具貸与の例外給付のための確認表（その2）

①要支援1・2または、要介護1で「福祉用具貸与の例外給付のためのフロー図（その1）」で「福祉用具貸与の確認表（その2）」に移ることが指示された。

ただし、自動排泄処理装置については要支援1・2または、要介護1・2・3

はい

(1)いずれかの方法で医師等の所見の聴取等を行う

- ・主治医意見書（当該用具に限った意見がある場合のみ）
- ・医師の診断書

※医師に診断書を発行してもらおうと本人負担が生じるため、行う場合はご本人等の同意が必要。

- ・担当のケアマネジャーが医師の所見を聴取する。  
→様式は定められていない。独自の様式で可。例えばサービス担当者会議の要点、サービス担当者に対する照会、支援経過表などに明確に記載する方法でも可。

～医師の所見聴取のポイント～

(2)次の1～3のいずれに該当するか。

- 1 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって、頻繁に第23号告示第21号のイに該当する者
- 2 疾病その他の原因により状態が急速に悪化し、短期間のうち第23号告示第21号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者
- 3 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性または症状の重篤化の回避等医学的判断から第23号告示第21号のイに該当すると判断できる者

(3)主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか、軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、その福祉用具貸与の必要性が認められた。

(4)ケアマネジャーが介護保険係に必要書類を添付して申請書を提出する。（予め、申請することを本人等に説明し、同意を得ておく。）添付書類：アセスメント・ケアプラン第1～7表・医師の所見

(5)承認または却下。ケアマネジャーが結果通知を受け、ご本人等に内容を連絡。